

議案第 28 号

令和 4 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 4 年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 303,957 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 14 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		42,701 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	42,701
2 繰 越 金		30
	1 繰 越 金	30
3 諸 収 入		208,728
	1 貸付金元利収入	208,707
	2 雑 入	21
4 市 債		52,498
	1 市 債	52,498
歳 入	合 計	303,957

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資 金貸付事業費		303,957 <sup>千円</sup>
	1 母子父子寡婦福祉資 金貸付事業費	303,957
歳 出	合 計	303,957

## 第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	千円 52,498	政府資金から普通貸借による。	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めるところにより償還する。